



新事務所・新総代で迎えた総代会の様子（令和6年度第1回臨時総代会）

電話番号のお知らせ（直通）

児島湾土地改良区
 総務課 (086)262-0175
 (086)263-5244 (FAX)
 下記以外の事務全般(賦課徴収含む)
 Eメール: kjmw-main@kojimawan.or.jp
 総務課会計係 (086)262-3919
 会計経理全般
 維持管理課 (086)262-0176
 (086)262-0180(アナログ回線)
 維持管理事業全般(県管理用排水機場関係)
 施設管理課 (086)262-0310
 基幹水利事業全般(藤田用水機場関係)
 藤田用水管理事業全般
 農村整備課 (086)262-0177
 土地改良事業全般(工事関係)
 堤防管理事務所 (086)267-3002
 (086)267-3001 (FAX)
 児島湖水位調整等(操作室)

◇もくじ◇

臨時総代会挨拶……………	2
臨時総代会開催……………	3
令和5年度一般会計決算状況……	4
令和5年度基幹水利施設管理事業決算状況…	5
令和5年度操作作業決算状況……	5
土地改良区の財産状況……………	6
保有個人データに関する事項の 公表等について……………	8
総代選挙結果について……………	9
地区及び組合員の状況……………	10
組合員の皆様へお願い……………	11
転用等、地区除外に伴う決済金…	12

「令和 6 年度 第 1 回臨時総代会 理事長挨拶」

令和 6 年 10 月 9 日

理事長 宮 武 博



令和 6 年度第 1 回臨時総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日、総代の皆様には、実りの秋を迎え何かとご多用の中、早朝より多数ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本日ご出席の皆様は、去る 7 月に執行されました総代選挙において当選された第 19 期総代の方々でございます。

今後 4 年間、本土地改良区組合員の代表として意思決定機関であります総代会の一員として、事業運営に格別のご指導とご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、誠に遺憾ながら本年、児島湾土地改良区におきまして設立以来の不祥事が発覚いたしました。元総務課の職

員による総額 1,640 万円にも及ぶ公金横領であります。損害金につきましては、すでに全額弁済されておりますが、総代をはじめ組合員の皆様のこれまでの信頼を裏切り、ご心配をおかけしました事は痛恨の極みでございます。本年度春には改良区設立 70 周年記念とあわせ新事務所の竣工記念式典を執り行い、新事務所を拠点に心機一転、さらなる発展へのスタートを切ったばかりでの不祥事発覚で、総代組合員の皆様に対しましては重ねてお詫び申し上げますとともに、再発防止の体制作りにも全力で取り組む所存でございます。

ところで、ここ最近の物価高の中、唯一値上がりしませんでした米価ではありますが、今年はどうやら値上がりしそうです。現在スーパーなどの小売店の棚から米がなくなるという現象が起こり、ニュースなどでも取り上げられておりました。原因として考えられているのが 1 ヶ月当たり 300 万人を超える外国人観光客によるインバウンド需要や外食産業の復活が云われておりましたが、そうではなく政府の減反政策や飼料米の推奨が原因だとの説もあります。何が主な原因かは諸説あり判断出来ませんが、それぞれの要因が絡み合った複合的な現象であると考えべきでしょう。平成の米騒動を招いた、平成 5 年に起きた天候不順による米の大凶作以来、久しぶりに米のありがたみを消費者が感じている今こそ、米政策の転換及び農家支援の政策を望むところであります。コロナ禍による世界的混乱で食糧自給の重要性を改めて痛感しておりましたが、それに続き今回のまさかの米不足であります。今でも米は毎年 8 トンずつコンスタントに需要が減っているらしいのですが、それでもやはり私たち日本人の主食は米であり、せっかく長い歴史をかけて全国に水田が整備されていますので、これ以上の米離れは食い止め米需要をさらに回復させたいところです。児島湾土地改良区としましても、岡山県下有数の当地区農業を支えるため、用排水路や農道などの農業基盤の整備をはじめ、湖内水位の調整及び地区内の用・排水ポンプの操作や維持管理など、当改良区に課せられた役割をしっかりと果たして参りたいと考えています。

最後に児島湾土地改良区役職員一同、今回の不祥事により失われた信頼を回復すべく同じ過ちを二度と起こさないよう、一丸となって組織強化に全力で取り組んで参りたいと考えております。

以上、簡単ではございますが本総代会でのご挨拶とさせていただきます。

◇ 令和 6 年度第 1 回臨時総代会の開催について

令和 6 年度第 1 回臨時総代会が、令和 6 年 10 月 9 日（水）本土地改良区 1 階大会議室において、総代 67 名、役員 14 名出席のもとで開催されました。当日の議長には「古家野 靖」総代が選任され、宮武理事長の挨拶並びに提案趣旨説明の後、議案審議に入り、11 議案が賛成多数で原案のとおり承認並びに可決されました。提出議案は次のとおりです。

I. 議 案

- 議案第 1 号 令和 5 年度事業報告書の承認について
- 議案第 2 号 令和 5 年度一般会計・特別会計収支決算並びに財産目録の承認について
- 議案第 3 号 令和 5 年度特別会計児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託収支決算並びに財産目録の承認について
- 議案第 4 号 令和 6 年度関係土地改良事業計画変更の議決について
- 議案第 5 号 (株)日本政策金融公庫資金借入計画変更の議決について
- 議案第 6 号 令和 6 年度藤田用水管理事業実施計画変更の議決について
- 議案第 7 号 令和 6 年度一般会計収支補正予算の議決について
- 議案第 8 号 令和 6 年度基幹水利施設管理事業特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第 9 号 令和 6 年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託計画変更の議決について
- 議案第 10 号 令和 6 年度児島湾締切堤防樋門開門操作等作業委託特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第 11 号 総代会にかかる総代の書面議決及び代理人議決制度の一部制限に関する議決について

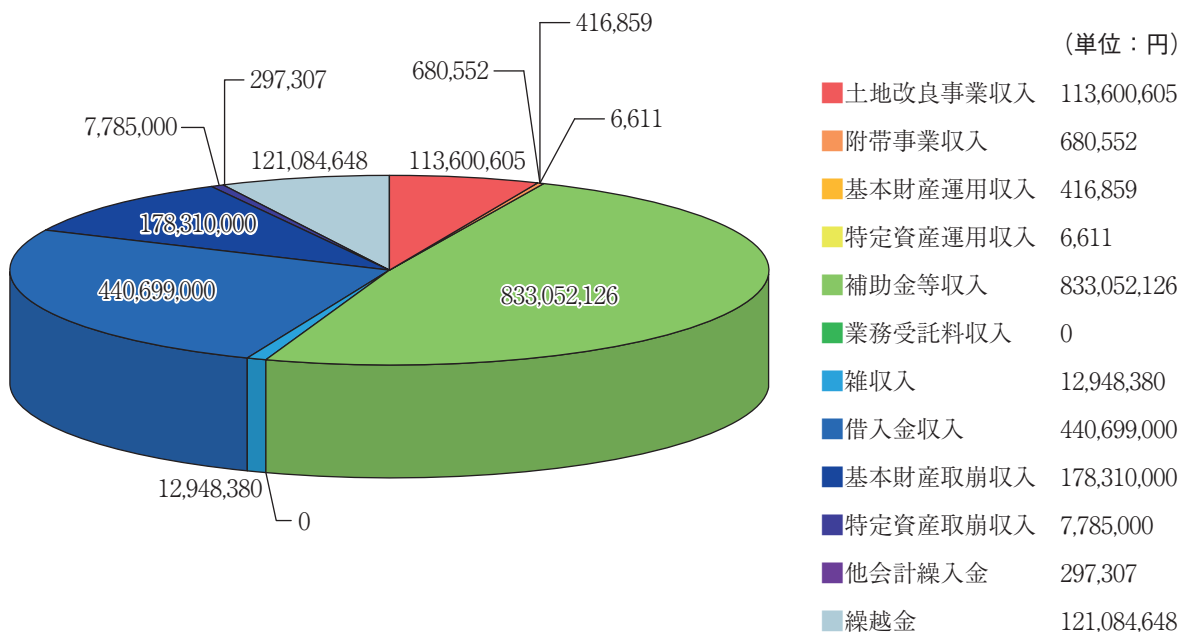


児島湾土地改良区の令和 5 年度の業務及び財産の状況等について、令和 6 年 2 月 7 日に中間監査、令和 6 年 7 月 9 日～11 日の 3 日間及び 9 月 2 日に決算監査を実施した結果、適正であると認め、同年 10 月 9 日開催の第 1 回臨時総代会において同内容を総括監事が報告しました。

◇ 令和 5 年度 一般会計 決算 について

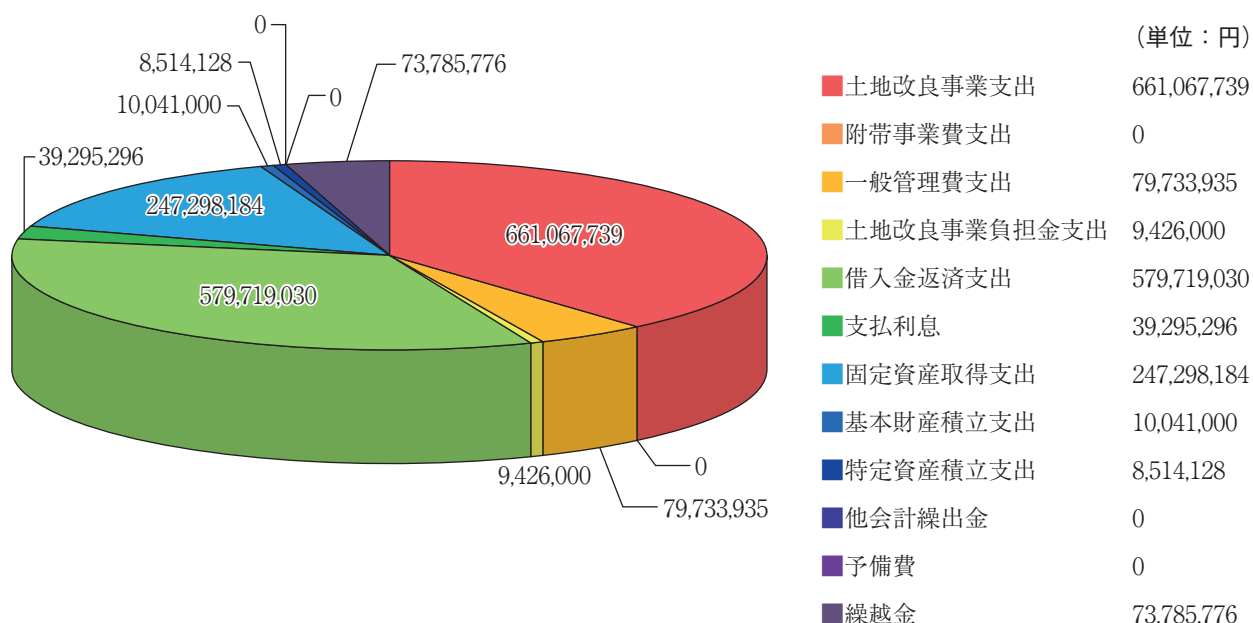
[一般会計]

収入合計 1,708,881,088円



[一般会計]

支出合計 1,708,881,088円



◇令和 5 年度基幹水利施設管理事業特別会計収支決算

[収入] (単位：円)

科 目	金 額
作業受託収入	124,608,000
受取利息	307
合 計	124,608,307

[支出] (単位：円)

科 目	金 額
点検整備費	1,176,120
施設管理費	31,191,721
施設費	2,398,078
調査費	257,125
諸油脂費	179,502
整備補修費	23,788,200
電力費	61,157,666
管理諸費	2,160,881
租税公課	2,001,707
一般会計	297,307
繰出金支出	
合 計	124,608,307

◇令和 5 年度児島湾締切堤防樋門閘門操作等作業委託特別会計収支決算

[収入] (単位：円)

科 目	金 額
作業受託収入	423,653,000
調査業務等 受託料収入	702,856
職員退職手当 積立金利息収入	562
受取利息	1,220
雑収入	13,770
職員退職手当 積立金取崩収入	91,601
前年度繰越金	4,072,125
計	428,535,134

[支出]

(単位：円)

科 目	防潮水門	関連機場	児島湖管理	その他	計
点検整備費	1,374,667	4,740,907		1,559,110	7,674,684
施設管理費	108,202,575	23,561,300			131,763,875
施設費	13,698,458	13,271,469	8,722,990		35,692,917
調査費	24,750				24,750
諸油脂費	135,245	200,895		526,692	862,832
整備補修費		130,993,500			130,993,500
電力費	7,231,510	90,891,692		928,461	99,051,663
租税公課				11,032,779	11,032,779
職員退職手当 積立金積立支出	6,556,000				6,556,000
雑費				176,172	176,172
退職金支払				91,601	91,601
次年度繰越金				4,614,361	4,614,361
計	137,223,205	263,659,763	8,722,990	18,929,176	428,535,134

◇令和 5 年度末現在における土地改良区の財産状況は、次のとおりです。

(令和 6 年 3 月 31 日 調製)

摘 要	金 額
(資 産 の 部)	(円)
流 動 資 産	1,146,236,658
現金及び預金	
一般会計	390,755,973
未 収 金	
未収賦課金	26,268
その他未収金	
未収補助金	187,266,000
その他未収金	568,188,417
固 定 資 産	5,616,547,383
基 本 財 産	
備 荒 基 金	35,182,546
賦課金調整基金	231,637,718
賦課金軽減基金	200,000,000
特 定 資 産	
農地転用決済積立金	63,364,632
開発行為等同意協力積立金	13,985,439
役員退任職員退職積立金	125,620,516
藤田用水整備積立金	37,800,960
受託土地改良施設使用収益権	11
その他固定資産	
長期未収賦課金	5,410
長期その他未収金（公庫資金償還助成金）	4,603,087,293
土 地	59,265,000
建 物	240,701,136
車 両 運 搬 具	1,125,002
機 械 器 具 等	4,471,520
出 資 金	300,200
資 産 合 計	6,762,784,041
(負 債 の 部)	(円)
流 動 負 債	1,085,424,614
未 払 金	524,413,451
短 期 借 入 金	561,011,163
固 定 負 債	4,691,349,573
公庫資金等長期借入金	4,603,087,293
役員退任職員退職引当金	88,262,280
負 債 合 計	5,776,774,187
(正味財産の部)	986,009,854
正 味 財 産 合 計	986,009,854

◇ 令和 5 年度土地改良事業実績について

令和 5 年度土地改良事業は下記の各種土地改良事業を、合計 29 地区 事業費 612,270 千円で実施しました。

◎ 農地耕作条件改善事業

(1) 農業用排水施設 3 地区 119,000 千円

地区名	北七区 13 条、北七区支線 48 号、北七区支線 50 号
-----	--------------------------------

◎ 水利施設等保全高度化事業（簡易整備型）

(1) 用排水施設整備 4 地区 204,250 千円

地区名	西七区 1 号、西七区支線 70 号、西七区支線 85 号、北七区支線 27 号
-----	--

◎ 小規模土地改良事業

(1) かんがい排水 2 地区 32,020 千円

地区名	西七区 6 号、北七区支線 61 号
-----	--------------------

◎ 非補助土地改良事業

(1) かんがい排水 19 地区 244,500 千円

地区名	錦西 14 樋門、錦六区東横 6 樋門、六間桜川交差樋門、西七区 3 番 2、西七区支線 23 号、西七区支線 39 号、西七区支線 63 号、西七区支線 93 号、西七区支線 114 号、西七区支線 131 号、西七区 8 号樋門、北七区支線 14 号、北七区支線 22 号、北七区支線 68 号、北七区支線 76 号、沖 4 番川樋門、宗津西町 4 番川、森崎丘 2 番川、川張潮廻し 2 号樋門
-----	--

(2) 維持管理 1 地区 12,500 千円

地区名	藤田用水維持管理 R5
-----	-------------

◇ 事務局人事異動

○ 採用（令和 6 年 11 月 1 日付）

堤防管理事務所 管理係 書記補 河口 雄 大（新採用）

○ 配置換（令和 6 年 11 月 1 日付）

総務課 庶務係 書記 佐藤 寛 久（堤防管理事務所 管理係 書記）

保有個人データに関する事項の公表等について

個人情報保護に関する規程第 15 条の規定により、保有個人データに関する事項を公表します。
個人情報は適正な手段で取得し、例えば、以下のような情報源から取得します。

組合員資格得喪通知書や納付書送付依頼書など、当改良区にご提出いただく書類

1. 本土地改良区の名称
児島湾土地改良区
2. 利用目的について
 - (1) 本土地改良区が保有する個人情報は、改良区定款第 4 条に規定する事業を円滑に実施するために利用します
 - ・ 農業用排水施設の新設、変更
 - ・ 農業用道路の新設、変更
 - ・ 農用地又は土地改良施設の災害復旧
 - ・ 農用地の改良又は保全のため必要な事業
 - ・ 県有土地改良財産であって、財産譲与を受けた施設の維持管理
 - ・ 淡水湖の水の使用調整
3. 個人情報の保護に関する方針
 - (1) 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱います
 - (2) 苦情処理に適切に取り組みます
 - (3) 個人情報の利用目的は可能な限り限定して示し、本人の選択による利用目的の限定に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるように努めます
 - (4) 個人データの取扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表するなど、委託処理の透明化を進めます
 - (5) 本人からの請求により保有個人データを開示するときは、個人情報の取得元又は取得方法を可能な限り具体的に明記します
 - (6) 保有個人データについて本人から請求があった場合には、利用停止に応じます
4. 共同利用に関する事項について
下記に示す利用目的に限り、改良区が保有する個人データを必要に応じ共同利用します。
 - (1) 共同で利用する個人データの項目
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地台帳等の個人情報データベース等に記載されている事項
 - (2) 共同で利用する者の範囲
岡山県、岡山県土地改良事業団体連合会、関係市町村、農業委員会
 - (3) 利用者の利用目的
国営事業、県営事業、児島湾締切堤防並びに関連揚水機場、パイプライン関連施設の維持管理などの地域振興を図るため
5. 保有個人データの開示等を求める場合の手続き、手数料について
 - (1) 保有個人データの開示等を求める時の手続き
下記に示す開示等を求める場合には、開示請求書類の提出をお願い致します。
開示等の請求：保有個人データの利用目的の通知、利用の停止又は消去、データの開示、内容訂正・追加・削除、第三者への提供の求め
 - (2) 保有個人データの利用目的の通知、保有個人データ開示の求めについては、必要に応じて手数料をご負担いただく場合があります。手数料や苦情等個人情報の取り扱いにつきましては下記窓口へお問い合わせください。
児島湾土地改良区 総務課 262-0175 又は 262-3919
6. 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
児島湾土地改良区個人情報管理（責任）者 総務課長

◇第19期総代選挙の結果について

令和 6 年 7 月 8 日に、土地改良法に基づく総代選挙が執行されました。この選挙は任期満了によるもので、無投票で次の方々が当選されました。任期は、令和 6 年 8 月 2 日から令和 10 年 8 月 1 日までの 4 年間です。(定数 80 名)

選挙区	番号	氏名	住所	選挙区	番号	氏名	住所
第1区 定数 6名 岡山市南区 浦安本町 浦安西町 浦安南町 浦安輝	1	あべのりまさ 阿部倫正	岡山市南区浦安西町	第7区 定数 6名 岡山市南区 中畦	41	かかのうしんいち 加納信一	岡山市南区内尾
	2	こんだたか 近田たか	岡山市南区浦安南町		42	かしのもとたくみ 岸本 巧	岡山市南区内尾
	3	はっただしろう 八田治郎	岡山市南区浦安西町		43	さしたういちろう 佐藤 一 郎	岡山市南区内尾
	4	おかのもとのりひろ 岡本 則 弘	岡山市南区浦安本町		44	たかたあきお 高田 昭 夫	岡山市南区内尾
	5	なかたつとむ 中田 勉	岡山市南区浦安本町		45	はやしほよし 林 義 巳	岡山市南区箕島
	6	よこえひろみち 横江 博 通	岡山市南区浦安南町		46	にのしなゆきはる 仁科 幸 治	岡山市南区中畦
第2区 定数 7名 玉野市 東七区 南七区 八浜町大崎 東高崎 榎ヶ原 宇藤木	7	かしはら原すけ 柏原 洋 介	玉野市南七区	47	たなかちろう 田中 一 朗	岡山市南区中畦	
	8	おおいまさる 大井 勝	玉野市榎ヶ原	48	はらだよしお 原 田 良 雄	岡山市南区中畦	
	9	おおのただし 大野 正	玉野市宇藤木	49	ふじ藤いまさ 藤井 正 人	岡山市南区中畦	
	10	お小がわたけし 小川 武	玉野市東七区	50	みやけおきむ み宅 修	岡山市南区中畦	
	11	こんだつふみ 近藤 三 夫	玉野市八浜町大崎	51	はやかわたつお 早川 達 雄	岡山市南区中畦	
	12	たかきかつひと 高木 克 仁	玉野市東高崎	52	いしのもともひろ 石本 廣 志	岡山市南区曾根	
	13	み三やけお み宅 尚	玉野市八浜町大崎	53	おさきだひで おさ長 英 人	岡山市南区曾根	
第3区 定数 10名 岡山市南区 彦崎 川張 片岡 宗津 追川 西高崎	14	おおがただひこ 大賀 忠 彦	岡山市南区追川	54	たかのはしろう 高橋 治 郎	岡山市南区曾根	
	15	きそかくみ 木曾 克 視	岡山市南区西高崎	55	た田なかひと 田中 一 光	岡山市南区曾根	
	16	なかのりまさ 中桐 正 雄	岡山市南区西高崎	56	うすのもとも 白本 米 生	岡山市南区西畦	
	17	こやのやすし 古家野 靖	岡山市南区宗津	57	たけのぼやし 竹林 康 博	岡山市南区曾根	
	18	さとうゆういち 佐藤 祐 一	岡山市南区川張	58	わたなべひろしげ 渡邊 博 重	岡山市南区曾根	
	19	またまほろ 多賀 正 泰	岡山市南区西高崎	59	こはやしけいじ 小林 敬 次	岡山市南区藤田	
	20	ふくしまけい 福嶋 敬 一	岡山市南区追川	60	ながのやすはる 長保 晴 男	岡山市南区藤田	
	21	わかばやしまさ 若林 昌 和	岡山市南区彦崎	61	あさのこえ 浅越 徳 泰	岡山市南区藤田	
	22	みつ三いはじめ みつ井 はじめ	岡山市南区西高崎	62	かりやまよし かり狩山 良 明	岡山市南区藤田	
	23	はらのたかひろ 原野 隆 浩	岡山市南区片岡	63	ふじもとてつ 藤本 哲	岡山市南区藤田	
第4区 定数 9名 岡山市南区 西七区 北七区	24	株式会社こばやし農園 代表取締役 小林 弘幸	岡山市南区西七区	64	もり森川しゅう 守屋 修 治	岡山市南区藤田	
	25	かたやまけいし 片山 敬 史	岡山市南区西七区	65	もり守屋あき 守屋 文 明	岡山市南区藤田	
	26	きしのもとも 岸本 光 功	岡山市南区西七区	66	ににい 新井 暁	岡山市南区藤田	
	27	ふじ藤いよし 藤井 邦 昭	岡山市南区西七区	67	まきおたか まき巻 隆 義	岡山市南区藤田	
	28	たかのはしひろ 高橋 道 範	岡山市南区西七区	68	み三よしひで み三好 秀 司	岡山市南区藤田	
	29	とがわひろふみ と河 浩 郁	岡山市南区西七区	69	やまもとあき やま本 義 昭	岡山市南区藤田	
	30	ふじ藤わら 藤原 武 彦	岡山市南区北七区	70	お小がみひろし お小上 廣 治	岡山市南区藤田	
	31	み三さわまさ み三沢 正 美	岡山市南区北七区	71	かわかもとも 川本 稔	岡山市南区藤田	
	32	むら村かみやす 村上 安 男	玉野市八浜町八浜	72	し清みずみ 清水 文 彦	岡山市南区藤田	
	33	おおみづつよし 大 水 強	岡山市南区植松	73	もりもり 森原 強	岡山市南区藤田	
第5区 定数 4名 岡山市南区植松 倉敷市 藤戸町藤戸 藤戸町天城	34	ふじ藤わら 藤原 親	岡山市南区植松	74	やふきよし 矢吹 孝 治	岡山市南区藤田	
	35	ひのかさあきのり 日笠 彰 則	倉敷市藤戸町藤戸	75	さんだたあき さん田 直 明	岡山市南区藤田	
	36	はししまかづゆき はし島 一 之	倉敷市藤戸町天城	76	ししまだひろし しま田 博	岡山市南区藤田	
	37	きさかお 木阪 春 夫	岡山市南区東畦	77	たに谷ぐちひろ たに谷 博 一	岡山市南区藤田	
第6区 定数 9名 岡山市南区 東畦 内尾	38	しょうほおさむ 正保 修	岡山市南区妹尾	78	なかはらかず 中 原 一 磨	岡山市南区藤田	
	39	せきとうてる 関藤 晃 司	岡山市南区東畦	79	まつまつ 松村 剛	岡山市南区藤田	
	40	にしにたけよし 西谷 武 義	岡山市南区東畦	80	みねまつ 峰 松 恒	岡山市南区藤田	

※ゴミの投棄をなくしましょう。

=きれいな川・美しい児島湖にしよう=

近年、混住化等の要因により、ペットボトルや空缶、肥料等のポリ袋、刈り取られた雑草等のゴミが不法投棄され、各地区の排水機場に大量に集まっています。さらに、タイヤや家電製品等の粗大ゴミも水路等に不法に投棄されており、それらが機場の設備を損傷させる原因の一つとなるだけでなく、用水や排水にも悪影響を及ぼします。これを改善するには、我々一人一人がゴミ投棄撲滅の意識を更に高めていくことが、最善の策と思われます。きれいな川と美しい児島湖を取り戻し、親しみのもてる水辺環境にしていきたいと思います。



児島湖から流れついたゴミ状況

児島湾土地改良区からのお願いです。

児島湾土地改良区からのお願いです。

◇地区及び組合員の状況（令和 5 年度末）

令和 6 年 3 月 31 日 調製

	属 地 に よ る 区 分	R 5 年 度 末 地 積	R 5 年 度 末 組 合 員 数
第 1 区	岡山市南区（浦安本町、浦安西町、浦安南町、南輝）	2,634,699㎡	336人
第 2 区	玉野市（東・南七区、八浜町大崎、東高崎、槌ヶ原、宇藤木）	3,420,266	362
第 3 区	岡山市南区（迫川、西高崎、宗津、片岡、川張、彦崎）	3,913,612	490
第 4 区	岡山市南区（西七区、北七区）	7,100,696	308
第 5 区	倉敷市（藤戸町藤戸、藤戸町天城）、岡山市南区（植松）	1,211,885	310
第 6 区	岡山市南区（東畦、内尾）	4,265,138	473
第 7 区	岡山市南区（中畦）	3,629,184	253
第 8 区	岡山市南区（曾根、西畦）	3,898,736	306
第 9 区	岡山市南区藤田（旧藤田村大曲、旧藤田村都）	4,718,729	296
第 10 区	岡山市南区藤田（旧藤田村錦）	2,231,242	192
第 11 区	岡山市南区藤田（旧藤田村都六区、旧藤田村錦六区）	6,518,878	405
	計	43,543,065㎡	3,731人

◇令和 5 年度農地転用状況

岡山市南区	106件	43,236.90㎡
倉敷市	0件	0㎡
玉野市	5件	1,868.73㎡
	111件	45,105.63㎡

◎ 組合員の資格取得・喪失の届出について

組合員の資格等に変更がある場合には、他の行政機関（法務局・農業委員会等）で手続きをされても改良区には通知されないため、当人による改良区への届出が必要となります。（土地改良法第 43 条）

- ・ 相続・贈与・経営移譲（農業者年金受給など）
- ・ 農地の売買、交換、貸借などがあった場合
- ・ 氏名や住所を変更した場合

変更の届出がない場合は、そのまま賦課されますのでご注意ください。

※ ご注意ください 滞納賦課金は新しい組合員が負担

◆ 農地の異動・売買・相続について

農地の異動・売買・相続を行う際、当該農地に賦課金の滞納がある場合については、新たに組合員となられた方が、滞納金を支払う義務が生じます。双方でご確認のうえ、異動・売買・相続を行うようご注意ください。（土地改良法第 42 条第 1 項）

滞納賦課金

異動・売買・相続

新しい組合員が滞納賦課金
支払い義務が発生

賦課金は口座振替をご利用ください

児島湾土地改良区の賦課金は口座振替をご利用いただけます。金融機関は J A 岡山・中国銀行・トマト銀行がご利用できます。口座振替をご利用いただければ、納付期日内の納付忘れがなくなります。ご希望の方は当土地改良区までご連絡ください。

口座振替をご利用の方は、納付期日前に必ず残高の確認をお願いします。なお、口座振替の場合の領収書は、原則として発行しておりません。確定申告の際は、賦課金通知書（毎年 7 月に発行）と口座振替の預金通帳を提示していただくことで対応できます。領収書の発行をご希望される方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

お問い合わせは、賦課徴収係 TEL 0 8 6 - 2 6 2 - 0 1 7 5 へ

転用等、地区除外に伴う決済金について

農地を宅地等へ転用するとき

農地を宅地等へ転用される方は、土地改良法第 4 2 条第 2 項の規定により土地改良区へ地区除外申請（農地転用）による決済手続きが義務付けられています。

農地転用決済金とは

残存する農地への費用負担加重を防ぐため土地改良法に基づき、地区除外申請の際に所有者の方に申請農地に係る土地改良施設の耐用年数期間における維持管理経費などを納めていただくもので、令和 6 年度の決済金等は下記のとおりです。

令和 6 年度

区 域	決 済 金	調 査 費	手 数 料
全 域	1 m ² 当たり 5.08 円	1 m ² あたり 10 円	1 筆 あたり 1,500 円

区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	区 域	決 済 金	区 域	決 済 金
藤 田 都 六 区	1 m ² あたり パイプライン 14.18 円	藤 田 都 ・ 大 曲	1 m ² あたり パイプライン 23.84 円	藤 田 錦 六 区	1 m ² あたり パイプライン 27.53 円	藤 田 錦	1 m ² あたり パイプライン 32.53 円

なお、藤田都六区、藤田都・大曲（中畦・曾根の一部地区を含む）、藤田錦六区地区、藤田錦地区（東畦の一部地区を含む）については、パイプラインの供用開始に伴い上記決済金が別途必要です。

※ 市街化区域及び 200 m² 未満の農業用施設などへの転用に関しても、届出・決済等の手続きが必要です。

農地を公共事業用地（道路、河川敷、公園敷地など）として買収または寄付した場合

公共事業用地として買収・寄付される場合でも決済金は必要となります。そのため、用地買収交渉の際に、後日問題が生じないように当事者間で決済金の納付について十分話し合わせ、改良区への申請手続きをお願いします。まずはご連絡ください。

★ この転用決済の手続きがなされないと、従前の賦課面積で賦課金が課せられますのでご注意ください。

農地を農地以外の地目に変更をするときは、必ず土地改良区にお届けください

農地を農地以外の地目に変更されるときは、法務局へ手続きされるだけでなく、土地改良区にも地区除外（農地転用）手続きが必要です。

届出の用紙（農地転用等の通知書、組合員資格得喪通知書）は、土地改良区事務所の総務課に用意してありますので、手続きをしていただきますようお願いいたします。まずは、お気軽に電話でお尋ねください。

(TEL086-262-0175)